

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市長

公表日

令和1年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>・国民年金法(昭和34年法律第141号以下「国年法」という。)及び。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。</p> <p>①住民からの取得届、転入届等に基づき、個人を単位とする国民年金加入資格取得・喪失情報等を編成し、被保険者名簿を作成 ②転居届、転出届、出国届等の届出又は職権に基づく被保険者名簿への住民記録情報への記載、削除又は記載の修正・変更 ③被保険者の正確な記録を確保するための措置 ④保険料納付困難者等からの免除申請受付 ⑤老齢基礎年金ほか請求手続きに関する業務 ⑥年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供 ⑦受理した届出等の日本年金機構への送付進達及び厚生労働大臣への報告</p>
③システムの名称	①国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1(31の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番31
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども未来部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市健康こども未来部国保年金課 電話:0268-23-5118
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市健康こども未来部国保年金課 電話:0268-23-5118

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I-5 ①部署	健康福祉部国保年金課	福祉部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	I-5 ②所属長	木藤 忠彦	国保年金課長 細川 真利子	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I-1 ②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、他の健康保険に加入していない75歳未満の住民を対象として国民健康保険事業を実施している。また、地方税法に基づき、国民健康保険税(国保税)の賦課を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者資格(得喪、自己負担区分等)の管理</p> <p>②被保険者証等の証発行</p> <p>③国保税の賦課において世帯、所得、収納状況の確認</p> <p>④保険給付では医療受診の診療情報に基づく請求の審査支払</p>	<p>・国民健康保険法に基づき、他の健康保険に加入していない75歳未満の住民を対象として国民健康保険事業を実施している。また、地方税法に基づき、国民健康保険税(国保税)の賦課を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者資格(得喪、自己負担区分等)の管理</p> <p>②被保険者証等の証発行</p> <p>③国保税の賦課において世帯、所得、収納状況の確認</p> <p>④保険給付では被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関する給付</p> <p>⑤被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p>	事前	平成30年度実施の国民健康保険制度改革に伴う次期国保総合システムおよび国保情報集約システムの導入に向けた個人情報保護評価の再実施のため。
平成29年4月1日	I-1 ③システムの名称	①国民健康保険システム、②国保総合システム③長野県国保連保険者ネットワーク	①国民健康保険システム ②次期国保総合システムおよび国保情報集約	事前	平成30年度実施の国民健康保険制度改革に伴う次期国保総合システムおよび国保情報集約システムの導入に向けた個人情報保護評価の再実施
平成29年4月1日	I-3 特定個人情報ファイル名	①国保資格、国保給付、国保税業務ファイル②請求支払、国保共電、保険者レセプト管理業務ファイル ③長野県国保連保険者ネットワーク内 取込用データファイル	①国保税賦課ファイル ②国保資格ファイル ③国保給付ファイル	事前	平成30年度実施の国民健康保険制度改革に伴う次期国保総合システムおよび国保情報集約システムの導入に向けた個人情報保護評価の再実施
平成31年4月1日	I-7 連絡先	福祉部国保年金課	健康こども未来部国保年金課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I-8 請求先	福祉部国保年金課	健康こども未来部国保年金課	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月21日	I-5 所属長の役職	国保年金課長 細川 真利子	国保年金課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。

